

令和8年8月から 高額療養費制度が 変わります



年間の上限額が新設されます

自己負担額が年間（8月～翌年7月）の上限額に達した場合は、後日還付を受けることができます。

年間上限額の新設により、以下の方は医療費負担が軽くなる場合があります。

- ・これまで「多数回該当」に該当しなかった方
- ・見直しにより「多数回該当」の対象から外れる方
- ・現在、毎月高額療養費を利用している方
- ・極めて高額な医療を受けた方

詳しくは
こちら▶



高額療養費制度とは、医療機関や薬局の窓口で支払った医療費の自己負担額が上限額を超えたときに、その超えた額を支給する制度です。

この制度を将来にわたり持続可能なものとし、安心して医療を受けられる公的医療保険制度を維持するために、高額療養費制度が見直されます。

今回の改正では、医療費負担の公平性を高めるほか、長期の治療が必要な方を支えるため、新たに「年間上限額」が新設されます。制度の概要と、負担額の変更についてお知らせします。

令和8年8月～

赤字：新設
青字：変更

高額療養費制度の上限額

現行

自己負担限度額 【年額上限】	【月額上限】
168 万円	270,300 円+（医療費－901,000 円）×1%
111 万円	179,100 円+（医療費－597,000 円）×1%
53 万円	85,800 円+（医療費－286,000 円）×1%
53 万円	61,500 円
29 万円	36,900 円
29 万円	25,700 円
18 万円	15,700 円

区分 69 歳以下	区分 70 歳以上	（参考） 給与年収区分	自己負担限度額 【月額上限】
ア	現役並みⅢ	約 1,160 万円～	252,600 円+（医療費－842,000 円）×1%
イ	現役並みⅡ	約 770 万円～ 約 1,160 万円	167,400 円+（医療費－558,000 円）×1%
ウ	現役並みⅠ	約 370 万円～ 約 770 万円	80,100 円+（医療費－267,000 円）×1%
エ	一般	～約 370 万円	57,600 円
オ	—	（69 歳以下） 住民税非課税	35,400 円
一	低所得Ⅱ	（70 歳以上） 住民税非課税	24,600 円
一	低所得Ⅰ	（70 歳以上） 一定所得以下	15,000 円

お問い合わせ

はご加入の保険者まで

【国保加入中の方】

国保医療課 国民健康保険係 28-6020

【後期加入中の方】

愛媛県後期高齢者医療広域連合 089-911-7733

国保医療課 後期高齢者医療係 28-6017

【その他の医療保険加入の方】

加入中の健康保険組合、健康保険協会など

他にも負担を軽減する仕組みがあります

●多数回該当

直近 12 か月以内に 3 回以上、上限額に達したとき、4 回目から上限額が下がります。

●外来特例（70 歳以上で区分が現役並み以外の方）

外来診療だけの月の上限額があります。

更に、年間の上限額が設定され、月ごとの自己負担額が積みあがっても、上限額に達した後は、還付を受けることができます。